

(ポイント)

●ネパール政府は5月30日の閣議において、新型コロナウイルス感染拡大の予防措置として、6月14日(日)までのロックダウンの延長及び6月30日(火)までの全ての国際線及び国内線フライトの運航停止を決定しました。

●また、ネパール入国管理局は、新型コロナウイルス感染拡大の予防措置として、6月14日(日)までビザに関する全てのサービスの停止を延長することを決定しました。

在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-52)

ネパール政府の新型コロナウイルス感染拡大の予防措置 (ロックダウンの延長、国際線及び国内線フライトの運航停止の延長、入国管理局の閉鎖延長)について

1 ネパール政府は5月30日の閣議において、新型コロナウイルス感染拡大の予防措置として、6月14日(日)までのロックダウンの延長及び6月30日(火)までの全ての国際線及び国内線フライトの運航停止を決定しました。

2 ネパール入国管理局は、新型コロナウイルス感染拡大の予防措置として、6月14日(日)までビザに関する全てのサービスの停止を延長することを決定しました。

詳しくは以下の入国管理局のホームページをご確認ください。

○ネパール入国管理局

<http://www.nepalimmigration.gov.np/>

3 なお、ネパール入国管理局が4月8日にロックダウンに係るビザの更新費用等について以下のとおり発表しておりますところ、お知らせさせていただきます。

- (1) 3月21日まで有効なビザがあり、ロックダウン期間中若しくは入国管理局が通常サービスを再開後7日以内に帰国する場合にはビザ料金、延滞手数料及び罰金が免除されます。
- (2) 3月21日まで有効なビザがあり、引き続きネパールへの滞在を希望される方は、入国管理局が通常サービスを再開後7日以内に更新する場合には延滞手数料及び罰金が免除され、通常のビザ料金のみがかかります。
- (3) 3月21日以前にビザが切れている場合は、通常のビザ料金に加え、延滞手数料及び罰金の対象となります。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。